

【介護保険】訪問看護ステーション ゴルディロックス 訪問看護利用料金表

訪問看護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割又は3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

【基本利用料】		要介護訪問看護					要支援介護予防訪問看護				
(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	単位数	費用額 10割分	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割	単位数	費用額 10割分	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割	
訪問看護 I 1 (20分未満) (24時間体制、20分以上／週1回)	314	¥3,579	¥358	¥716	¥1,074	303	¥3,454	¥346	¥691	¥1,037	
訪問看護 I 2 (30分未満)	471	¥5,369	¥537	¥1,074	¥1,611	451	¥5,141	¥515	¥1,029	¥1,543	
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	823	¥9,382	¥939	¥1,877	¥2,815	794	¥9,051	¥906	¥1,811	¥2,716	
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	1,128	¥12,859	¥1,286	¥2,572	¥3,858	1,090	¥12,426	¥1,243	¥2,486	¥3,728	
訪問看護 I 5 (1回20分) 開始から12か月以内	286	¥3,260	¥326	¥652	¥978	276	¥3,146	¥315	¥630	¥944	
開始から13か月以降						261	¥2,975	¥298	¥595	¥893	
訪問看護 I 5 (2回40分) 開始から12か月以内	572	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956	552	¥6,292	¥630	¥1,259	¥1,888	
開始から13か月以降						522	¥5,950	¥595	¥1,190	¥1,785	
I 5・2超 (3回60分) 開始から12か月以内	771	¥8,789	¥879	¥1,758	¥2,637	402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375	
開始から13か月以降						357	¥4,069	¥407	¥814	¥1,221	

※1単位=11.40円(地域区分:1級地)

※同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合

上記単位数の10%減

※1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の10%減

※1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合

上記単位数の15%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合

上記単位数の10%減

※夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合

上記単位数の25%増

※深夜(22:00~6:00)の場合

上記単位数の50%増

※令和6年6月の算定基準変更(理学療法士等による訪問と看護師等の訪問回数の比)から、当事業所では理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算しています。

【その他の費用】

	料金(税込)
訪問にかかる交通費	規定に基づく通常の実施地域外は、公共交通機関等の利用にかかる実費相当額(往復分)を徴収いたします。
死後の処置(亡くなられた後のお清め料と処置材料費)	¥20,000

【加算】

		(単位数)	費用額 10割分	利用者負担額 1割	利用者負担額 2割	利用者負担額 3割	
複数名訪問加算(I) 同時に複数の看護師等との訪問	30分未満 1回につき	254	¥2,895	¥290	¥579	¥869	※ 複数名訪問加算の対象となるのは下記の方で、同意を得て算定します。
	30分以上 1回につき	402	¥4,582	¥459	¥917	¥1,375	①利用者の身体的理由により、一人の看護師などによる訪問看護が困難と認められる場合。
長時間訪問看護加算	1回につき	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026	②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
緊急時訪問看護加算 (I)	1月につき	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052	③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合。
緊急時訪問看護加算 (II)	1月につき	574	¥6,543	¥655	¥1,309	¥1,963	※ 計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定します。なお、特別管理加算の対象者については一月のうち2回以降には、早朝・夜間・深夜加算ができます。
特別管理加算 (I)	1月につき	500	¥5,700	¥570	¥1,140	¥1,710	※ 緊急時訪問看護加算の契約を頂く方には、専用の電話番号をお知らせします。その場合、24時間看護師への連絡が可能で必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。
特別管理加算 (II)	1月につき	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855	※ 初回加算：新規に訪問看護計画書を作成し、病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合 (I) を、退院した日以外の場合 (II) を算定します。
ターミナルケア加算	死亡月につき	2,500	¥28,500	¥2,850	¥5,700	¥8,550	※ 退院時共同指導加算：病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の方が退院又は退所するに当たり、訪問看護師等が施設に出向き、医師、看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回(特別管理加算の利用者は2回まで)算定します。
初回加算 (I)	1月につき(新規利用)	350	¥3,990	¥399	¥798	¥1,197	
初回加算 (II)	1月につき(新規利用)	300	¥3,420	¥342	¥684	¥1,026	
退院時共同指導加算	1回につき	600	¥6,840	¥684	¥1,368	¥2,052	
遠隔死亡診断補助加算	1回につき	150	¥1,710	¥171	¥342	¥513	
口腔連携強化加算	1回につき	50	¥570	¥57	¥114	¥171	
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	250	¥2,850	¥285	¥570	¥855	

※ 特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

《特別管理加算 I 》 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレを使用している状態。留置カテーテルを使用している状態。

《特別管理加算 II 》 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。

真皮を超える褥瘡がある状態。

点滴注射を週3日以上行う必要があると認められた状態。

※ 遠隔死亡診断補助加算：医師の指示のもと情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します。

※ 口腔連携強化加算：口腔の健康状態の評価を実施した場合において、ご利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定します。

※ 看護・介護職員連携強化加算：医師の指示のもと痰の吸引等を実施する訪問看護事業所と連携して指導等を行った場合に算定します。

※ キャンセル料金：ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は下記のキャンセル料を頂きます。 キャンセルをされる場合は至急事業所までご連絡ください。

①ご利用日前営業日の17時までにご連絡いただいた場合 無料

②ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 当該基本料金100%